

文書分類記号

H1217

保存年限

平成21年10月16日

各県立学校長様

指導第二課長

「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ
対応方針」について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり文部科学副大臣から通知がありました。

については、貴校の関係者に周知してください。

担当 高校教育指導係
TEL 082-513-4994
担当者 村 田



21文科高第172号

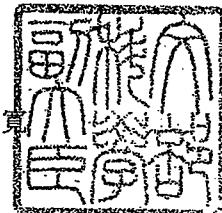
平成21年10月8日

写

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学副大臣

鈴木



(印影印刷)

「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」について（通知）

このたび、標記について、各公私立大学長に対し別添のとおり通知しましたので、お知らせします。
各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれましては、貴管下の高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。）及び関係市町村教育委員会への周知について、よろしくお取り計らい願います。

担当： 高等教育局大学振興課大学入試室

電話：（代）03-5253-4111（内線2469）

21文科高第172号

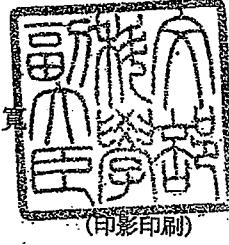
平成21年10月8日



各国公私立大学長 殿

文部科学副大臣

鈴木



「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」について（通知）

平成22年度の大学入学者選抜については、既に「平成22年度大学入学者選抜実施要項」（平成21年5月19日付け21文科高第6143号文部科学省高等教育局長通知。以下「実施要項」という。）により、適切な入学者選抜の実施をお願いしているところですが、現下の新型インフルエンザの感染状況等に鑑み、この度、標記について、国公私立大学、高等学校関係者及び公衆衛生の専門家等の協議を踏まえ、別紙のとおり取りまとめましたので通知します。

各大学におかれては、これらに御留意いただき、大学入学者選抜の円滑な実施に遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学長におかれては、附属高等学校に対する周知について、御配慮願います。

また、大学入試センター試験については、別途、独立行政法人大学入試センターから「平成22年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」（平成21年5月19日付け入試セ事一第8号独立行政法人大学入試センター理事長通知。以下「センター試験実施要項」という。）の改正が行われておりますので、併せて参考の上、御留意願います。

なお、センター試験実施要項の改正に伴い、既に発表されている個別学力検査等に係る募集要項に変更が生じる場合でも、実施要項の「第13 備考」の規定にかかわらず、当省高等教育局大学振興課大学入試室への連絡は要しないこととします。

担当： 高等教育局大学振興課大学入試室
電話：（代）03-5253-4111（内線2469）

平成21年10月7日
文部科学省

平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針

1. 基本的な考え方について

大学入学者選抜は国民の大きな関心事項であり、教育を受ける権利を保障する観点から、公衆衛生学的な見地に立ちつつも様々な社会的影響を考慮し、進学のための受験の機会を確保することが重要である。

大学入試センター試験及び各大学の個別学力検査においては、これまで感染症や災害等の危機管理対応として独自の対応が図られてきたところであるが、現下の新型インフルエンザの感染状況に鑑みれば、より慎重かつ広範な対応が求められる。

このため、平成22年度大学入学者選抜において、新型インフルエンザの感染が急激に拡大したとしても、受験生が安心して受験できるよう、当該年度における受験の機会を確保するなどの対策を講じるものとする。

なお、ウイルスの性状が変化するなど病原性の増大等が生じた場合には本対応方針を見直す。

2. 大学入試センター試験について

(1) 大学入試センター試験本試験の実施時期

当初の予定通りの日程（平成22年1月16日、17日）で本試験を実施する。

(2) 大学入試センター試験追試験の実施時期等

大学入試センター試験の本試験当日に新型インフルエンザに感染している疑いのある者が、追試験を受験することが可能となるよう、全都道府県での試験実施会場を確保する。

また、治療や万全な試験実施の準備に要する日数等を考慮し、当初本試験の1週間後に実施を予定していた追試験を2週間後（平成22年1月30日、31日）に実施する。

なお、追試験の実施時期等の変更に関する取扱については、別途大学入試センターから通知する。

3. 各大学の個別学力検査について

(1) 各大学の個別学力検査の追試験等の実施

① 各大学においては、新型インフルエンザに感染し、又はその疑いのある者

に対する受験の機会を最大限確保するための方策を講じることが望ましい。
具体的には、当該大学に出願していた者であって、医師の診断書（病名が新型インフルエンザに限定されるものではない。）又はそれに類すると判断できるものを有する者を対象に、例えば、

- ・各試験日程（試験種別）ごとに追試験を実施
 - ・いくつかの試験日程（試験種別）を一括した臨時募集の実施
 - ・当該感染者又はその疑いのある者が受験する日程以降に実施される試験への振替受験の実施
 - ・大学入試センター試験を参考にした合否判定
- などが考えられる。

なお、大学入試センター試験を参考にした合否判定を行う場合には、大学入試センター試験と個別学力検査との組み合わせにより合否を判定した受験生における、両試験の成績の相関関係の分析等を行うなど、公平性に配慮することが望ましい。

② 追試験等を実施するに当たっては、別途試験問題の作成や試験会場の確保のほか、予備の監督者や試験場本部関係者等の確保等のバックアップ体制の整備を行うこと。

特に、追試験問題の作成に当たっては、科目設定や難易度について、できる限り本試験問題との間に開きが生じないよう工夫するなど、本試験受験者と追試験受験者との公平性に配慮することが望ましい。

③ 追試験等の実施により定員を大幅に上回る入学者が生じないよう、各大学においては、欠席者数をあらかじめ把握し、その数が相当数に上った場合には、合否判定の際に募集人員の一定数を留保するなど、適正な定員管理に努めること。

④ 試験期日については「平成22年度大学入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育部長通知）」において、平成22年4月15日までとしているが、本試験の延期や追試験等の実施による別途の受験機会を確保する場合であっても、入学後の教育への影響を考慮し、当該期日までに実施すること。

（2）関係機関との連携・協力体制の構築

各大学においては、日頃より新型インフルエンザに係る情報収集に努めるとともに、各都道府県保健部局や域内の高等学校、近隣の医療機関、交通機関、宿泊施設等との連携・協力体制を構築し、周到な準備を図ること。

（3）その他の留意事項

① 学校保健安全法第20条は「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」旨規定しているが、「学校の全部又は一部の休業を行う」とは、その学校の全学年か特定の学年又は学級を単位として授業を行わないことを定めているものであり、臨時休業であることをもって直ちに在籍する生徒の大学入学者選抜の受験の可否を制限しているものではない。

- ② 大学入試センター試験の追試験が本試験の2週間後に実施されることに伴い、個別学力検査等の日程に影響が生じる大学であって、日程・方法を変更する大学については、その旨あらかじめ受験生に周知すること。

4. 受験会場の衛生管理体制等の構築について

大学入試センター及び各大学は、受験会場において当日新型インフルエンザに感染している疑いのある者への対応と、他の受験生への感染拡大を防止するための措置を最大限講じること。

この場合、大学入試センター及び各大学において検討を行うことが必要と考えられる事項については、具体的には、例えば、以下のようなことが挙げられる。

(事前の検討)

- ・マスク、速乾性アルコール製剤等の準備
- ・試験当日に、体温が38度以上となる発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、鼻汁・鼻閉、頭痛、下痢等のインフルエンザ様症状がある受験生（以下「発熱・咳等の症状がある受験生」という。）への対応（発熱・咳等の症状がある受験生と障害のある者等それ以外の受験生について、それぞれ別室の確保）
- ・予備の監督者や試験場本部関係者等の確保
- ・診療室の確保及び医師、看護師等の配置（発熱・咳等の症状がある受験生が多数受験する場合に備えて適正数を配置）
- ・大学関係者に対する試験までの日常の注意事項の周知（手洗い・うがいの励行／混み合った場所や症状が出た場合のマスクの着用・外出の自粛／咳エチケットの徹底／家族等同居者が感染している場合の自宅待機の実施／自己の健康管理の徹底等）
- ・相談体制の構築（試験前日や試験当日に集中することが考えられる。）

(試験当日の対応)

- ・発熱・咳等の症状がある受験生へのマスク着用
- ・試験場（室）ごとの手指消毒の実施
- ・各教科・科目の試験開始前に発熱・咳等の症状を監督者等により確認
- ・発熱・咳等の症状がある受験生がいた場合の、医師等による病状の確認
- ・医師等により確認した病状を受験生に説明し、受験を継続するか否かの意志確認を行いつつ、別室での受験か、医療機関での受診等のいずれかを提示
- ・発熱・咳等の症状がある受験生を対象にした別室における受験体制の構築（前後左右およそ2メートル以上の間隔での着席等）
- ・必要に応じて、試験時間の繰り延べ等の措置

5. 受験生等への情報提供について

(1) 周知の時期

- ・追試験等の実施方法や日時、留意事項等については、遅くとも受験票等の送付と併せて行うこと。

(2) 周知事項

各大学があらかじめ受験生に周知することが必要と考えられる事項については、具体的には、例えば、以下のようなことが挙げられる。

- ・発症した場合における大学への電話相談窓口の設置
- ・発熱・咳等の症状がある受験生にはあらかじめ医療機関での受診等を要請
- ・追試験等の実施方法、日時、留意事項等の内容（発熱・咳等の症状がある受験生については、追試験等の情報を提供しつつ、本試験受験の再考を要請）
- ・試験当日における対応（受験当日の検温／マスク持参の要請／発熱・咳等の申出等）
- ・試験までの日常の注意事項（手洗い・うがいの励行／混み合った場所や症状が出た場合のマスクの着用・外出の自粛／咳エチケットの徹底／自己の健康管理の徹底等）

(3) 周知の方法

新型インフルエンザに係る対応について確実に受験生に伝わるよう、郵送による周知のほか、各大学においては、例えば、専用電話を開設したり、ホームページを活用するなど、周知の方法を工夫すること。

また、大学入試センターにおいては、各大学にハートシステムへの登録を積極的に促したり、新型インフルエンザに係る専用ホームページを作成するなど、周知の方法を工夫すること。

(参考)



入試セ事一第 37 号
平成 21 年 10 月 8 日

各国公私立大学長 殿
各公私立短期大学長

独立行政法人大学入試センター理事長
吉本高志
(公印省略)

「平成 22 年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」
の一部改正について（通知）

「平成 22 年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」（平成 21 年 10 月 8 日付け 21 文科高第 172 号文部科学副大臣通知）を踏まえ、平成 21 年 5 月 19 日付け入試セ事一第 8 号で通知した標記の実施要項の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

また、主な変更は下記のとおりです。

なお、このことにより、大学入試センター試験を利用した入試の合格発表日など、募集要項の一部を変更する必要が生じる場合もありますので、対応いただくようよろしくお願ひいたします。

記

- 1 追試験の試験実施期日について、治療や万全な試験実施の準備に要する日数を考慮し、本試験の 2 週間後の 1 月 30・31 日に変更する。（再試験の試験実施期日も同一とする。）
- 2 追試験の試験場について、全国 2か所から、各都道府県ごとの設置に変更する。
- 3 成績提供の提供開始日について、2 月 2 日以降から一律に 2 月 5 日からに変更する。

平成 22 年度大学入学者選抜 大学入試センター試験実施要項

平成 21 年 5 月 19 日入試セ事一第 8 号
独立行政法人大学入試センター理事長通知

一部改正 平成 21 年 10 月 8 日入試セ事一第 37 号
独立行政法人大学入試センター理事長通知

「平成 22 年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成 20 年 5 月 29 日付け 20 文科高第 141 号文部科学省高等教育局長通知）の第 7 に基づく必要な要項については、次に定めるところによるものとする。

1 実施の趣旨等

- (1) 大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。
- (2) 大学入試センター試験は、この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

2 実施に当たっての業務分担等

- (1) 大学入試センター試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し、それぞれ責任を持って実施するものとする。

ア 大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の交付、監督要領等の作成、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

イ 各大学

受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、試験問題作成に携わる者の派遣その他関連する業務

- (2) 各大学は、大学入試センターと協力して、原則として各都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的な取扱いについて協議するものとする。なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡、調整等を行う世話大学を置き、大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

3 出題教科・科目等

- (1) 大学入試センター試験の出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。
- (2) 大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別紙のとおりとする。
- (3) 大学入試センター試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式とする。

4 受験案内の配付

大学入試センターは、出願の具体的手続、大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し、各大学及び大学入試センターが指定する代行発送業者において、これを希望者に平成21年9月1日(火)から配付する。

5 出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成22年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成22年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成22年3月31日までにこれに該当する見込みの者

6 出願

大学入試センター試験の出願は、次のとおりとする。

- (1) 出願の期間は、平成21年10月1日(木)から14日(水)までとする。
- (2) 出願の方法は、次のとおりとする。
 - ア 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)又は中等教育学校を平成22年3月卒業見込みの者は、志願票に検定料受付証明書を添えて、在学する学校長を経由して、大学入試センターに郵送により提出するものとする。
 - イ 平成22年3月卒業見込みの者以外の者(高等学校又は中等教育学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験合格者等)は、志願票に検定料受付証明書及び出願資格を証明する書類を添えて、直接、大学入試センターに郵送により提出するものとする。
 - ウ 大学入試センター試験の成績の開示を希望する入学志願者は、出願時に併せて申し出るものとする。

7 検定料

- (1) 大学入試センター試験の検定料は、次のとおりとする。

区分	金額
3教科以上を受験する場合	18,000円
2教科以下を受験する場合	12,000円

- (2) 検定料の払込期間は、平成21年9月1日(火)から10月14日(水)までとする。

8 確認はがきの送付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、平成21年11月上旬までに確認はがきを送付し、志願票記入事項の登録内容についての照合確認を求める。

9 受験票等の交付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を、平成21年12月中旬までに交付する。

10 試験場の指定

- (1) 大学入試センター試験の試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。
- (2) 大学入試センターは、入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。
 - ア 高等学校又は中等教育学校を平成 22 年 3 月卒業見込みの者(通信制の課程によるものを除く。)については、在学する学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場
 - イ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、高等学校又は中等教育学校の通信制の課程を卒業見込みの者、高等学校卒業程度認定試験合格者等については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

11 試験実施期日等

- (1) 大学入試センター試験は、平成 22 年 1 月 16 日(土)、17 日(日)の 2 日間にわたり実施する。
- (2) 大学入試センター試験の時間割は、次のとおりとする。

試験日	試験教科・科目		試験時間
第 1 日	公民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」	9:30~10:30
	地理歴史	「世界史 A」、「世界史 B」, 「日本史 A」、「日本史 B」, 「地理 A」、「地理 B」	11:15~12:15
	国語	『国語』	13:30~14:50
	外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、 『中国語』、『韓国語』	【筆記】 15:35~16:55 【リスニング】 『英語』のみ 17:35~18:35 (注)
第 2 日	理科①	「理科総合 B」、「生物 I」	9:30~10:30
	数学①	『数学 I』、『数学 I・数学 A』	11:15~12:15
	数学②	『数学 II』、『数学 II・数学 B』、 『工業数理基礎』、『簿記・会計』、 『情報関係基礎』	13:30~14:30
	理科②	「理科総合 A」、「化学 I」	15:15~16:15
	理科③	「物理 I」、「地学 I」	17:00~18:00

(注) リスニングは、音声問題を用い 30 分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うための必要な時間を加え、試験時間は 60 分とする。

- (3) 疾病、負傷等やむを得ない事情により、大学入試センター試験を受験できない者を対象として、各都道府県に試験場を設置して追試験を実施する。
実施期日は、平成 22 年 1 月 30 日(土)、31 日(日)とする。
- (4) 追試験の受験者については、所定の基準により、各大学において具体的な事由を審査し、許可するものとする。

12 再試験の実施

- (1) 雪・地震等による災害その他特別の事情により、大学入試センター試験が 11 の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について再試験を実施する。
- (2) 再試験の実施期日は、平成 22 年 1 月 30 日（土）、31 日（日）とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。
- (3) 再試験を(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には、追試験も再試験と同一の期日に実施する。

13 得点の調整

大学入試センターは、大学入試センター試験の本試験において次の各科目間で、原則として、20 点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。

なお、得点調整の実施の有無については、平成 22 年 1 月 22 日（金）（予定）に発表する。

- (1) 地理歴史の「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」の間
- (2) 公民の「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」の間
- (3) 理科の「物理 I」、「化学 I」、「生物 I」、「地学 I」の間

14 資料の発表

- (1) 大学入試センターは、大学入試センター試験の試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。
- (2) 大学入試センターは、大学入試センター試験の受験者数、平均点、最高点、最低点、標準偏差等を次のとおり発表する。
 - ① 中間発表 平成 22 年 1 月 20 日（水）（予定）
 - ② 最終発表 平成 22 年 2 月 5 日（金）（予定）

15 成績の請求及び提供等

- (1) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき、入学志願者の大学入試センター試験の成績を、大学入試センターに請求するものとする。
- (2) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を、速やかに提供する。
- (3) 大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、①個人別の科目別得点（国語については、大学が特定の分野の利用を指定した場合は、科目別得点に加え分野別得点。英語については、筆記、リスニング別の得点。）及びその合計点、②科目別の平均点、標準偏差等（英語については、筆記、リスニング別の平均点、標準偏差等）とする。
- (4) 大学入試センター試験の成績提供の日程は、次のとおりとする。
 - ① 平成 22 年度大学入試センター試験に係る成績
平成 22 年 2 月 5 日（金）から行う。
 - ② 過年度（平成 19 年度から平成 21 年度）の大学入試センター試験に係る成績
平成 21 年 6 月 1 日（月）から平成 22 年 4 月 15 日（木）まで行う。
ただし、平成 21 年 10 月 1 日（木）から 11 月 9 日（月）まで、及び平成 22 年 1 月 15 日（金）から 2 月 4 日（木）までの期間を除く。

- (5) 各大学は、大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては、入学志願者1人1回につき、570円の成績提供手数料を、大学入試センターへ納付するものとする。
- (6) 各大学は、提供された大学入試センター試験の個人別成績を、当該大学の判断により受験者本人に開示することは差し支えないこととするが、その保管・管理等に十分配慮するものとする。
なお、開示時期は、平成22年4月16日（金）以降とするものとする。（「平成22年度大学入学者選抜実施要項（平成21年5月19日付け21文科高第6143号文部科学省高等教育局長通知）」の第3の1の(1)に定める入学者選抜試験期日終了以降）

16. 障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては、障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、申請に基づき審査の上、次のような特別な配慮を行う。

- (1) 点字による出題・解答、拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、代筆による解答、手話通訳者の配置、介助者の配置、特定試験室の指定等
- (2) 重度難聴者などリスニングを受験することが困難な者については、リスニングの受験を免除

17. 試験の実施経費

- (1) 大学入試センターは、別に定める基準に基づき、予算の範囲内において、各大学が分担する試験実施業務に係る経費を支出する。
- (2) 大学入試センターは、(1)の支出に当たり、各大学と所要の取決めを行う。

18. 成績の本人開示

- (1) 大学入試センターは、大学入試センター試験出願時の入学志願者本人からの希望に基づき、成績を開示する。
- (2) 成績開示は、平成22年4月16日（金）以降に行う。
- (3) 成績開示手数料は800円とし、成績開示を希望する入学志願者は、検定料と併せて納付するものとする。

19. その他

前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

平成 22 年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教 科	グループ	出 題 科 目	試 験 時 間 (配 点)	出 題 方 法 等	科 目 選 択 の 方 法 等
国 語		『国 語』	80分 (200点)	「国語総合」、「国語表現Ⅰ」の内容を出題範囲とし、近代以降の文章、古典（古文、漢文）を出題する。	
地理歴史		「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地 球 A」「地 球 B」	60分 (100点)		左記出題科目の 6 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。
公 民		「現代社会」「倫理」「政治・経済」	60分 (100点)		左記出題科目の 3 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。
数 学	①	『数学 I』 『数学 I・数学 A』	60分 (100点)	『数学 I・数学 A』は、『数学 I』と『数学 A』を結合した出題範囲とする。	左記出題科目の 2 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。
	②	『数学 II』 『数学 II・数学 B』 『工業数理基礎』 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	60分 (100点)	『数学 II・数学 B』は、『数学 II』と『数学 B』を結合した出題範囲とする。 ただし、次に記す『数学 B』の 4 項目の内容のうち、2 項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔数列・ベクトル・統計とコンピュータ、〕 〔数値計算とコンピュータ〕 『簿記・会計』は、『簿記』及び『会計』を結合した出題範囲とし、『会計』については、会計の基礎、貸借対照表、損益計算書、財務諸表の活用の 4 項目の内容のうち、会計の基礎を出題する。 『情報関係基礎』は、職業教育を主とする農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の 8 教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	左記出題科目の 5 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「工業数理基礎」、『簿記・会計』又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申し出ること。
理 科	①	『理科総合 B』 『生物 I』	60分 (100点)		左記出題科目の 2 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。
	②	『理科総合 A』 『化学 I』	60分 (100点)		左記出題科目の 2 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。
	③	『物理 I』 『地学 I』	60分 (100点)		左記出題科目の 2 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。
外 国 語		『英 語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中 国 語』 『韓 国 語』	【筆 記】 80分 (200点) 【リスニング】 〔『英語』のみ〕 解答時間 30分 (50点)	『英語』は、『オーラル・コミュニケーション I』及び『英語 I』に加えて『オーラル・コミュニケーション II』と『英語 II』に共通する事項を出題範囲とする。	左記出題科目の 5 科目 のうちから 1 科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』又は『韓国語』の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

- 備考 1 「平成 22 年度大学入試センター試験実施要項」の 15 の(3)にいう国語の特定の分野は、出題方法等欄の「近代以降の文章（2問 100 点）、古典（古文（1問 50 点）、漢文（1問 50 点））」とする。
- 2 外国語において『英語』を選択する受験者は、筆記とリスニングの双方を解答する。
- 3 リスニングは、音声問題を用い 30 分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うための必要な時間を加え、試験時間は 60 分とする。